

平成23年(ワ)第35号 相続権確認他請求事件

原告 石川 博

被告 株式会社ゆうちょ銀行 外5名

準 備 書 面 1

平成23年10月6日

宇都宮地方裁判所大田原支部民事1係 御中

被告株式会社ゆうちょ銀行訴訟代理人

(主担当) 弁護士 篠

弁護士 渡 邊 洋 一 郎

弁護士 古 川 晴 雄

弁護士 石 川 哲 夫

弁護士 鈴 木 み ぎ

弁護士 奥 原 玲 子

弁護士 木 谷 太 郎

弁護士 各 務 武 希



第1 定額郵便貯金については、被告ゆうちょ銀行が当事者ではないこと

- 1 郵政民営化法(平成17年10月21日・法律第97号)第6条によれば、下記のとおり、規定されている(乙E1)。

被告石川皖一の妻石川孝子（訴外石川絹枝の子の嫁）が、運転免許証を提示して自らの身分を明らかにした上で、訴外石川絹枝の使者として、通帳と届出印を持参して払戻請求を行い、郵便局担当者は、訴外石川絹枝の死亡の事実を知らず、訴外石川絹枝の使者である被告石川皖一の妻石川孝子に49万円の払戻を行ったものである（乙E2）。

3 次に、平成22年4月16日の11万円の払戻しは、黒磯郵便局において、被告石川皖一が、訴外石川絹枝の使者として、通帳と届出印を持参して払戻請求を行い、郵便局担当者は、訴外石川絹枝の死亡の事実を知らず、訴外石川絹枝の使者である被告石川皖一に11万円の払戻を行ったものである（乙E3）。

4 次に、平成22年4月26日の236円の払戻しは、黒磯郵便局において、被告石川皖一が、通帳と届出印を持参して、相続に関する戸籍謄本類及び自らの運転免許証を提示の上、訴外石川絹枝代表相続人として、当該口座の解約手続とともに払戻手続を行ったものである（乙E4の1～4）。

この払戻しは、払戻金額が236円と極めて少額であるため、被告石川皖一作成による貯金等相続手続請求書（払戻請求書）において、「本件に関して後日どのような紛議が生じた場合においても、私が一切の責任を負い、ゆうちょ銀行又は郵便局に対しては一切迷惑・損害をおかけいたしません。」と明記されているとおり（乙E4の3）、被告石川皖一が、払戻しに一切の責任を持つということで、払戻しに応じたものである。

5 平成22年4月15日の49万円の払戻し及び平成22年4月16日の11万円の払戻しは、いずれも、貯金名義人の親族である払戻請求者が、通帳と届出印を持参して払戻請求を行い、郵便局担当者は、払戻請求者が、貯金名義人である訴外石川絹枝の使者であることを確認し、通帳と払戻請求書に押印された印影が届出印であることを確認の上、払戻に応じたものである。

郵便局担当者は、郵便貯金等取扱手続に基づき、被告石川孝子及び被告石

川皖一が、訴外石川絹枝の使者として正当権利者であることを確認した上で、払戻しに応じており、真正な通帳を持参して真正な届出印を捺印して行われた本件払戻しは、民法第478条に定める債権の準占有者に対する弁済であって、有効である。

- 6 また、郵便貯金が貯金契約である以上、本件のような場合に、契約内容としてどのように定められているかに基づいて判断されなければならない。

被告ゆうちょ銀行における約款である通常貯金規定では、次の通り定めている（乙E5）。

「12 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。」

したがって、本件各払戻においては、通帳と届出印の照合を行い、払戻しされたのであるから、通常貯金規定により、本件貯金の払戻しは有効であり、被告ゆうちょ銀行は、免責される。

以 上

差押命令が発令されましたので、今後の手続を円滑に進めていくため、次の事項に注意してください。

札幌地方裁判所 債権執行係

○取立てについて

- (1) 債権者は差押命令が債務者に送達された日から1週間を経過しなければ、第三債務者から差押債権を取り立てることはできません（民事執行法155条1項本文）。
- (2) 取立権がいつ発生したかは、「送達通知書」に記載の送達日で確認してください。
- (3) 差押金額を超えて取り立てることはできません。
- (4) 他の債権者等との差押えが競合したとき、また、第三債務者が供託したときも差押債権を取り立てることはできません。
第三債務者の供託後は配当等手続（ただし、税務署等が先行して差し押えている場合は除く。）となりますので、配当係からの連絡を待ってください。
- (5) 第三債務者は、債権者の取立てに応じる義務がありますが、債権者方への持参または銀行振込みなどの方法で支払う義務はありません。
したがって、第三債務者が債権者の求めに応じて銀行等へ振り込んだ場合の振込手数料は、第三債務者が負担すべきものではありませんので、注意をしてください。

○送達通知書について

- (1) 債権者は取立てをする際には「送達通知書」を必ず持参してください。「送達通知書」が正当に取立権を有する者であることの証明方法として扱われていますし、第三債務者は債権者に送付された「送達通知書」により、債務者に送達された日から1週間が経過したことを確認しますので、「送達通知書」を必ず示してください。
- (2) 第三債務者及び債権者への送達日の確認についての電話等の照会には、送達通知の前債権者問わず応じかねますので、ご了承ください。
なお、差押命令が不送達の場合は、電話などで必ず連絡をします。連絡を受けた後はすみやかに再送達の上申をしてください。

裏面に続く⇒

